

社団法人・社員総会の開催方法

実開催有		実開催無	
人を同じ場所に集める場合		人を同じ場所に集めない場合	
開催方法	社員総会が開催されている場所に出向く方法	テレビ会議又は電話会議等により行う方法	書面又は電磁的記録のみで決議を行う方法
手続きの流れ	社員総会議案の決定 招集通知 社員総会開催 (委任表決での行使可能)	社員総会議案の決定 招集通知 社員総会開催 (委任表決での行使可能)	社員総会議案の提案 社員全員賛成の意思表示 (書面、メール等) 決議成立
メリット		・遠方社員の参加機会の拡大 ・参加方法の多様化で株主重視をアピールできる	・招集通知や会場を準備する必要がない
デメリット	・非常時に開催が難しい	・主催側、参加者双方の環境整備が必要 ・事前にルールの取り決めが不可欠	・社員全員の賛成が必要になる

社団法人・理事会の開催方法

実開催有		実開催無	
人を同じ場所に集める場合		人を同じ場所に集めない場合	
開催方法	理事会が開催されている場所に出向く方法	テレビ会議又は電話会議等により行う方法	書面又は電磁的記録のみで決議を行う方法 (定款に決議ができる旨の定めが必要)
手続きの流れ	理事会議案の決定 招集通知 理事会開催 (委任表決不可)	理事会議案の決定 招集通知 理事会開催 (委任表決不可) テレビ会議等で出席した者も 議決権行使可能	理事会議案の決定 理事全員が賛成の意思表示 (書面、メール等) 監事がいる場合は監事に異議がないことが必要 決議成立
メリット	・直接対面することにより、迅速な意思決定ができる	・遠方理事の参加機会の拡大	・招集通知や会場を準備する必要がない
デメリット	・開催場所に出向く必要があるため負担が増える	・参加者の環境整備が必要 ・事前にルールの取り決めが不可欠	・理事全員の賛成が必要になる ・安易に書面決議にすると経営判断上の責任を問われる可能性がある

■ 理事会の決議省略

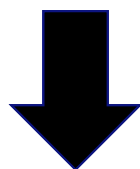
→定款に定めることで、理事全員の同意(書面又は電磁的記録)があり、かつ監事がいる場合、監事が異議を述べなかったときは、**理事会を現実には開催することなく、その議案を可決する決議があったとみなすことができます。**

■ 社員総会の定足数削減又は緩和

→普通決議の場合、総社員の議決権の過半数が出席することが原則ですが、定款で**定足数を削除(但し、理事の選任・解任に関しては3分の1より軽減は不可)**することができます。

「書面表決」・「電磁的方法による表決」・「表決委任」の活用

→定款の社員総会と理事会(表決委任を除く)の条項において、「**書面表決**」・「**電磁的方法による表決**」・「**表決委任**」を定めることによりこの方法で表決した者は、**実際には出席をしていなくとも、会議の出席者数に含めることができます。**



定款無料診断